

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 土地改良区定款変更認可
- 米飯提供業者の登録
- 鳥取県収入証紙小売さばき人の指定
- 医療機関の解除
- 土地改良事業計画の認可
- 土地改良事業計画の縦覧
- 肝てつ検査等の実施

告示

鳥取県告示第五百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条
第二項の規定により、倉吉市園分寺土地改良区の定款変
更について、昭和三十一年十一月三十日認可した。

昭和三十一年十二月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百七十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条
第二項の規定により、泊村小浜土地改良区の定款変更
について、昭和三十一年十一月三十日認可した。

昭和三十一年十二月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第五百七十七号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第三百号）
第三十五条の四の規定にもとづき昭和三十一年十二月三
日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十一年十二月七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 第七三四号
氏名 富田 花子

営業所所在地 西伯郡淀江町大字西原五三六番地
業務内容 飲食店

鳥取県告示第五百七十八号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を次のとおり指定した。

昭和三十一年十二月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

番号 氏名 売さばき場所 住所

三〇二 鳥取県職員組合倉吉土 倉吉市巖城字三 同上
木出張所支部 重土手六三七
支部長 中井 謙

鳥取県告示第五百八十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定にもとづき指定した次の指定医療機関を昭和三十一年十一月五日指定解除した。

昭和三十一年十二月七日

鳥取県知事 遠藤 茂
名 称 所 在 地
カメノリ外科医院 鳥取市瓦町一二四番地

鳥取県告示第五百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、秋里、江津土地改良区の新たに行おうとする土地改良事業計画について、昭和三十一年十一月三十日認可した。

昭和三十一年十二月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第五百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七条第一項の規定により、東伯郡関金町大字山口、藏富哲哉ほか十四人の者から山口土地改良区設立の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画および定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつ

て次のように縦覧に供する。

昭和三十一年十二月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）土地改良事業計画書の写

（二）定款の写

二 縦覧の期間

昭和三十一年十二月八日から同年十二月二十七日まで

三 縦覧の場所

東伯郡関金町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百八十四号

次のように肝てつ検査並びに駆除を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の

規定により牛の所有者に対して検査並びに駆除をうけることを命ずる。

昭和三十一年十二月七日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 実施の目的 肝てつ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 牛 ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び駆除方法 肝てつ検査 皮内注射反応法 肝てつ駆除 ヘキサクロロエタン製剤 投与

別表

実施期日 実施区域 実施場所
十二月十八日～二十一日 日野郡伯南町 同上
二十四日～二十七日 多里村 ”